

# 第2部

## 資料編



## 第1章 文化芸術をとりまく状況

### 1 社会の状況など

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されています。

文化芸術は、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取り組みを展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図ることが期待されています。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、文化の祭典として成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスとなっています。その開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取り組みを全国各地で実施することが求められています。

また、インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものです。

一方で、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている状況にあります。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図っていくことが求められています。

(文化庁 文化審議会 文化芸術の振興に関する基本的な方針 ―文化芸術資源で未来をつくる―「第4次 平成27年5月22日 閣議決定」より抜粋)



## 2 富士見市の状況

### (1) 市民の文化芸術活動

#### ①富士見市民文化祭・富士見市舞台芸術鑑賞会

市民文化祭は、市民の文化創造活動を推進し、市民相互の文化交流を図るために、富士見市文化協会、富士見市美術協会、富士見市音楽連盟、富士見市民謡連盟が実行委員会を組織し、市民による芸能発表（日舞・民舞・詩吟・フラダンス・邦楽・民謡など）、音楽発表（コーラス・器楽演奏など）、各種作品展示（絵画・書道・写真・陶芸・工芸・手芸・生花など）及び茶道、将棋大会を行っています。

毎年秋に、富士見市民文化会館キラリ☆ふじみを主会場に開催されており、毎年約1,000名の市民が出展や発表に参加し、約8,000名の方が来場する、富士見市を代表する文化芸術の祭典となっています。

また、平成29年度より市民・市内団体などで構成された「富士見市舞台芸術鑑賞会実行委員会」が発足し、平成29年度は、市制施行45周年を記念し、「松竹大歌舞伎」、平成30年度には太鼓芸能集団「鼓童」を招致し、公演されました。

両公演ともに、中学生を招待することで、子どもたちに優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、文化芸術の裾野を広げる取り組みとなりました。

#### ②公共施設での市民による文化芸術活動

市民のコミュニティ活動や生涯学習の推進などを目的として、公民館（4館）や交流センター（2館）、コミュニティセンター（2館）、ピアザ☆ふじみ、資料館（2館）、図書館（3館）が設置されています。

それぞれの施設では、市民の団体やサークルによる豊かな文化芸術活動が活発に行われています。

公民館や交流センターなどでは、40年以上も継続されている人形劇の創作活動をはじめ、市民演劇活動の広がりや各地域に広がる陶芸創作活動、楽器演奏や合唱活動など多彩な文化芸術活動が地域に根を張っています。

また、資料館を拠点にしている扇凧保存会による地域の伝統文化の一つである扇凧の伝承活動や、図書館でのビデオクラブによる映像資料の保存活動などが取り組まれています。

活動の成果発表や交流の機会としては、鶴瀬公民館まつり、南畑ふるさと祭り、水谷文化祭、水谷東文化祭、鶴瀬西交流センターフェスティバル、ふじみ野文化祭、針ヶ谷・みずほ台合同文化祭などの取り組みが各地域で開催されています。

これらの取り組みは、団体やサークルの代表が一堂に会し、実行委員会を組織して開催しています。また、市民と行政の協働による事業として定着しており、富士見市の文化の土壌を地域から支える基盤となっています。

③顕彰

ア 文化ともしび賞

県内の各地域で地道な文化活動を続けている個人や団体を広く顕彰することを目的とした「文化ともしび賞」を富士見市から多くの個人や団体の皆さんが受賞されています。(平成31年3月現在、個人受賞者8名 団体受賞14団体)

近年では、平成25年には南畑公民館で活動する「南畑お月見一座」が、平成27年にはキラリ☆ふじみで活動する「キラリ☆かげき団」が受賞されました。

共に地域の住民が中心となり、地域の話題、大衆時代劇やオペラを題材とした創作劇を演じ、地域に根ざした劇団として文化芸術の発展に貢献されています。

文化ともしび賞 市内受賞者一覧 (団体)

年度	団体名	受賞ジャンル
昭和54年度	石井囃子保存会	伝統文化 (囃子)
昭和55年度	人形グループ「どん」	地域文化 (人形劇)
昭和56年度	富士見おやこ劇場	地域文化 (劇・音楽鑑賞等)
昭和59年度	富士見太鼓の会	地域文化 (太鼓)
平成7年度	水子城之下組囃子連	伝統文化 (囃子)
平成8年度	渡戸睦会	伝統文化 (獅子舞)
平成9年度	南畑八幡神社獅子舞保存会	伝統文化 (獅子舞)
平成10年度	勝瀬囃子保存会	伝統文化 (囃子)
平成11年度	水子上組囃子連	伝統文化 (囃子)
平成12年度	中水子囃子保存会	伝統文化 (囃子)
平成15年度	富士見市資料館友の会	伝統文化 (継承)
平成22年度	劇団「水谷東極楽とんぼ」	芸術文化 (演劇活動)
平成25年度	南畑お月見一座	芸術文化 (演劇活動)
平成27年度	キラリ☆かげき団	芸術文化 (演劇活動)



平成27年度受賞団体  
キラリ☆かげき団  
(©吉岡茂)

文化ともしび賞 市内受賞者一覧（個人）

年度	氏名	受賞ジャンル
昭和53年度	小口 益一	地域文化（版画）
昭和53年度	大曾根 勝男	伝統文化（扇凧）
昭和56年度	大橋 義昭	地域文化（踊り）
昭和57年度	増田 政雄	地域文化（民謡・舞踊）
昭和58年度	森 唯章	地域文化（音楽）
平成10年度	細川 紀子	地域文化（構成劇）
平成19年度	山下 年次	芸術文化（美術活動）
平成26年度	加藤 健司	地域文化（音楽）

イ <sup>しもおさかんいち</sup>下總皖一音楽賞

日本近代音楽の基礎を作った<sup>しもおさかんいち</sup>下總皖一氏（埼玉県加須市出身）の没後50年を記念し、国内外で活躍する埼玉県ゆかりの<sup>しもおさかんいち</sup>音楽家を顕彰し、受賞者の演奏会や講演会などを実施することを目的に埼玉県が「<sup>しもおさかんいち</sup>下總皖一音楽賞」を創設しました。

この栄誉ある第1回目（平成25年度）の受賞者として、市内在住で富士見市文化芸術アドバイザーの北原幸男氏が選出されました。北原氏は、欧州の様々な劇場で活躍する傍ら、武蔵野音楽大学教授、宮内庁式部職楽部の指揮者でもあり、更には富士見市民文化会館キラリ☆ふじみの開館記念事業や市制施行40周年・市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念事業において市民合唱団を指揮する他、市内中学生の吹奏楽祭でも指揮するなどの功績が認められたものです。

また、平成30年度には、国内外で幅広く活躍するピアニストとして、市内在住の<sup>あきこ</sup>北川曉子氏が受賞されました。北川氏は、50年以上の長きにわたり、国内外で優れた演奏活動を繰り広げる傍ら、東京藝術大学名誉教授として後進の育成や、数多くのコンクール審査員を務めるなどの功績が認められ受賞されました。



第1回下總皖一音楽賞授賞式  
北原幸男氏 上田清埼玉県知事



平成30年度下總皖一音楽賞受賞  
北川曉子氏 上田清埼玉県知事

## (2) 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ

富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、富士見市の文化芸術振興を発信する中心施設として平成14年11月にオープンし、約800席のメインホールをはじめ、可動式の座席を備え約250席を有するマルチホール、音楽活動・ダンス・バレエなどの練習に適したスタジオ（4部屋）、絵画・作品などを展示することのできる展示室など、地域の優れた文化芸術活動の拠点施設として活用されています。

### キラリ☆ふじみ基本理念

#### 1. ひとづくり

子どもの頃から文化に親しみ、生涯を通して文化活動に参加・参画できる体系的環境を整備し、文化の土壌となる人材を育成する。

#### 2. まちづくり

地域活動を中心に、みんなが集まり、交流し、一緒になって文化を生み出す環境をつくりあげる。

#### 3. 未来づくり

富士見の環境から生まれるオリジナルな文化を積み上げた「富士見ブランド」を築き上げ、生きがいのある豊かな生活文化都市を実現する。

### ①事業・運営管理の基本方針

#### ア 事業の特色

キラリ☆ふじみの主催事業では、市民の文化芸術活動を館が支援することにより、富士見市独自の文化＝富士見ブランドを築いていくことを目指しています。事業は、「公演（創造事業）」、「市民参加事業」、「教育普及事業」、「地域活性化に関する事業」の4つの目的に大別されています。ホール事業として一般的な「公演（創造事業）」に加え、市民が日常的に文化に関わることを目指し、「市民参加事業」、「教育普及事業」、「地域活性化に関する事業」も積極的に行っています。また、公立の劇場の機能として重要な創作活動を積極的に展開しています。

#### イ 運営管理の特色

キラリ☆ふじみは、指定管理者「公益財団法人キラリ財団」（平成25年2月までは「財団法人富士見市施設管理公社」）による運営管理が行われています。キラリ財団の文化芸術の専門知識や舞台運営管理の技術、また、我が国を代表するアーティストとのネットワークをもった職員により、優れた劇場運営のマネジメントが行われ、全国的にも高い評価を得ています。また、利用者の方々に安心してご利用いただくため、施設利用料を安価に設定しているなど、利用者本位の細かい料金体系を設定しています。このような運営が利用者からも支持され、近隣自治体の公共ホールと比較しても、高い利用率を誇っています。

## ②キラリ☆ふじみの特色ある取り組み

### ア 市民協働による運営

市民による事業企画から運営まで、総括的に支援する市民組織である「キラリ☆ふじみ事業運営サポート委員会」や、キラリ☆ふじみを支えるボランティア「キラリスト」が、チケットのもぎりや客席案内を担当するなど、多くの市民が主体的にキラリ☆ふじみの運営に関わっています。このように舞台の上だけではなく、スタッフとしても市民がかがやく劇場として親しまれています。

### イ 芸術監督制度

優れた舞台芸術にふれていただくため、キラリ☆ふじみでは、開館以来、人口10万人を超える自治体が運営する公共劇場としては全国の先駆けとなる「芸術監督」制度を導入しプロデュースを行っています。

初代芸術監督は、劇作家・演出家として、日本演劇界の牽引者でもある平田オリザ氏、2代目芸術監督は全国初の公募制で選考し、劇作家の生田<sup>よるず</sup>萬氏、3代目芸術監督は若手気鋭の演出家である多田淳之介氏が就任し、オリジナリティのある舞台作品を創造し、発信をしてきました。平成31年度より4代目芸術監督として、劇作家・演出家の田上豊氏、振付家・演出家・ダンサーの白神ももこ氏が公募により選ばれ、キラリ☆ふじみでは初となる2人の芸術監督が就任します。

また、芸術監督制度をはじめとする、先進的な取り組みが高く評価され、平成19年度には埼玉県内の劇場として初めての『JAFRAアワード総務大臣賞(平成21年度より地域創造大賞)』を受賞しました。

### ウ オリジナル作品の制作・発信

キラリ☆ふじみでは個性あふれる多彩な創作活動を展開しています。近年では、国内だけではなく、東南アジアをはじめとした海外アーティストとの作品づくりを行うなど、先進的な取組を進めています。

平成27年度 日韓共同制作『<sup>たいふうきたん</sup>颱風奇譚』

平成29年度 日本・タイ共同制作『ランカオ-私たちの森』

平成30年度 日本・インドネシア・マレーシア共同制作  
『BEAUTIFUL WATER』

平成31年度 日本・フィリピン共同制作『KIN-BALL』



また、多田淳之介氏による「こどもステーション☆キラリ」や「ACT-F」など市民参加型のワークショップも数多く実施され、富士見市の文化芸術活動の創造と発信の拠点となっています。



©松本和幸



©松本和幸

### ③市制施行40周年・市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念事業の開催

富士見市は平成24年に市制施行40周年を迎え、同時に市民文化会館キラリ☆ふじみも開館10周年を迎え、様々な記念事業を開催しました。

#### ア 市制施行40周年・市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念事業

##### 「キラリと輝く市民コンサート」

平成24年12月16日（日）、富士見市制施行40周年記念・富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念事業として開催しました。

このコンサートは、富士見市文化芸術アドバイザーである北原幸男氏指揮のもと、公募による市民合唱団102名と当コンサートのために編成された祝祭オーケストラ69名、市民や市内中学生の選抜メンバー24名で結成したバンドトランペット及び、市内在住者を含むソリスト4名の約200名が参加しました。当日は、キラリ☆ふじみのメインホールがほぼ満員となるなど、参加者も来場者もより身近に文化芸術を感じていただけたイベントとなりました。

### イ 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念式典

平成24年に富士見市民文化会館キラリ☆ふじみは、開館10周年を迎え、記念式典を開催しました。

#### 富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ開館10周年記念事業

事業名	開催日	参加者数	事業内容
キラリふじみ 『サーカス・バザール』	7/7-8	1,539名 有料公演 167名	「地産地消」を合言葉に、農産物や特産品をあつかう「バザール」の中で、サーカス芸人たちが多種多様なパフォーマンスを繰り広げた。
キラリふじみ・コンサートシリーズ 合唱コンサート 『地球のことづて』	9/2	319名	当館アソシエイト・アーティスト矢野誠が作曲・音楽監督を、芸術監督多田淳之介が演出を務めた、40名の市民が参加した合唱コンサート。
キラリふじみ爽秋狂言 万作の会『福の神』『釣針』	11/4	514名	人間国宝・野村万作率いる「万作の会」による狂言公演。開館10周年と市制施行40周年の記念公演。
郷土芸能『お囃子の祭典』	1/20	230名	市の郷土芸能を守り伝える囃子保存会2団体による、解りやすい解説を交えたお囃子の祭典。
キラリ☆かげき団第7回公演 オペラ『なにもないねこ』	3/3-24	396名	キラリ☆ふじみを拠点に活動を続ける、市民オペラ団体による公演。

### (3) 公共施設の文化芸術事業

地域の実情に応じた教育、学習及び文化に関する各種事業を実施し、市民の学習・文化活動の向上や健康の増進、やりがいや生きがい、仲間づくりなどを推進しています。

#### 【具体的な取り組み例】

- 公民館・交流センターをはじめとした生涯学習・社会教育関連施設では、様々な文化芸術に関する講座やイベントなどを行い、市民の活動を育み支援をしています。子どもから高齢者まで生涯にわたる学習・文化活動を支援し、幅広い世代の繋がりを築く取り組みをすすめています。
- 市民の文化芸術活動を支えるため、団体やサークルの活動の場として施設を提供しています。
- 公民館では、市内の子どもに関わる団体を実行委員会として組織し、子どもの文化の伝承と活性化を目的とした子どもフェスティバルを開催しています。また、非核平和都市宣言を踏まえ、ピースフェスティバルをはじめとした平和の文化を育み広げています。ふじみ青年学級では、知的障がい者の学習・文化活動の機会として年間を通して取り組んでいます。
- 難波田城資料館の特別展示室・中央図書館展示コーナーは、市民の展示発表の場として、広く活用されています。

- 資料館では、地域の歴史・文化を守り、次世代に伝えていくために様々な講座や展示、イベントを開催し広く市民へ発信しています。
- 図書館では、名作映画会やおはなし会、ブックトークなど様々な世代に向けた取り組みが行われています。
- 公共施設でのイベントや事業、団体及びサークル活動などの情報は、市のホームページや生涯学習ガイドブック、各館発行のたよりなどを通じて発信されています。また、学習会の講師の紹介や文化芸術活動などの相談や支援が行われています。

### (4) 文化芸術振興条例の制定

平成24年6月、埼玉県内では県及び政令指定都市以外の市町村としては初めての「富士見市文化芸術振興条例」を制定しました。この条例は、身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自ら参加・創造・発信できるよう、また、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育み、次世代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てることなどを目的として制定されたものです。

市では、この条例を基に市民の皆さんにより多くの文化芸術にふれていただく機会を提供し、心豊かで活力のあるまちづくりを進めています。

### (5) 文化芸術アドバイザー

市民が文化芸術にふれ、心の豊かさを感じると共に、地域の活性化や魅力あるまちづくりをすすめるため、平成23年度に富士見市文化芸術アドバイザー制度を設けました。

宮内庁式部職楽部指揮者で武蔵野音楽大学教授、「キラリと輝く市民コンサート」や「富士見市学校吹奏楽祭」の指揮などを務められた北原幸男氏（音楽担当）と、劇作家・演出家であり、初代富士見市民文化会館キラリ☆ふじみ芸術監督の平田オリザ氏（演劇部門）の2名を委嘱し、識見者の立場から富士見市の文化芸術施策に対する提言を頂いています。



北原 幸男 氏



平田 オリザ 氏

## (6) 富士見市の無形文化財

富士見市の郷土芸能には、古くから春の豊作祈願、夏の悪疫退散、秋の収穫感謝などのために祭りが行われ、そこで奉納された里神楽、獅子舞、囃子はやしが現在も継承されています。その中には、始まりが江戸時代にさかのぼるものもあり、2組の獅子舞と5組の囃子はやしは、市の指定文化財（民俗文化財）に指定されています。

市では、市民の理解を深めるため郷土芸能の紹介や発表の場を提供するとともに、市指定文化財の獅子舞と囃子はやしの保存団体（7団体）で組織する富士見市文化財保存団体連絡協議会に対して補助金を交付し、郷土芸能の保存・継承と後継者育成のための支援に努めています。

種別	種類	名称	保存団体	指定年
民俗文化財	無形民俗	南畑八幡神社獅子舞	南畑八幡神社 獅子舞保存会	昭和58年
		鶴馬諏訪神社獅子舞	渡戸獅子会	平成元年
		勝瀬囃子	勝瀬囃子保存会	平成元年
		<small>かみぐみはやし</small> 水子上組囃子	水子上組囃子連	平成元年
		<small>じょうした</small> 水子城の下組囃子	水子城の下組囃子連	平成元年
		水子石井囃子	水子石井囃子保存会	平成元年
		<small>なかみずこ</small> 中水子囃子	中水子囃子保存会	平成元年

## 第2章 巻末資料

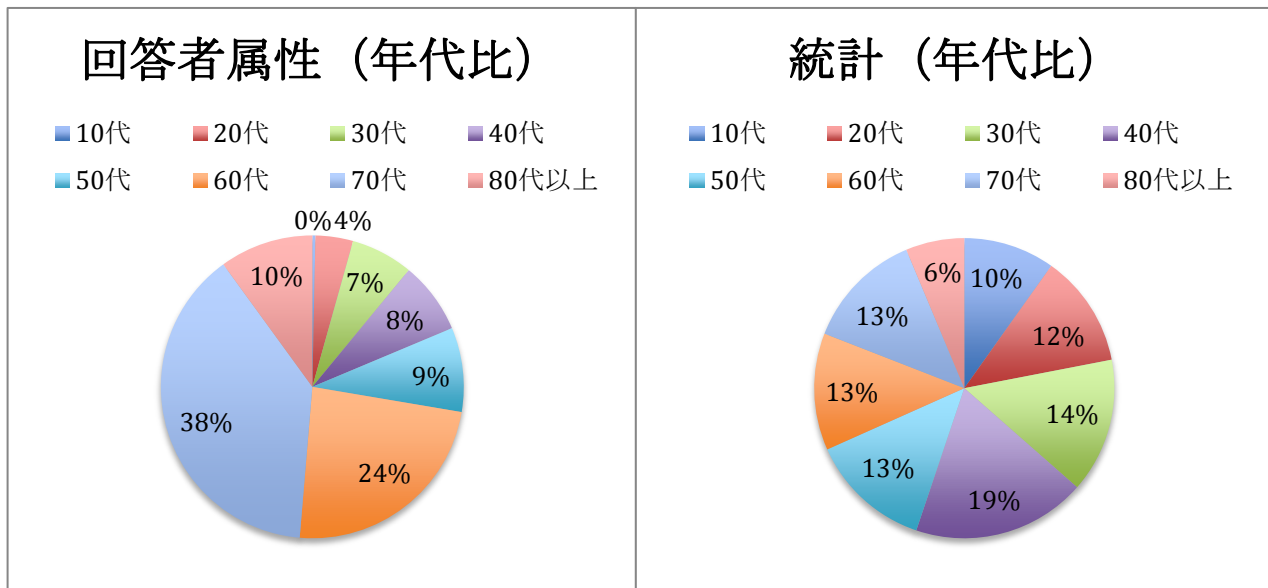
- 1 文化芸術振興基本計画市民アンケート調査結果
- 2 富士見市文化芸術振興条例
- 3 富士見市文化芸術振興委員会条例
- 4 富士見市文化芸術振興委員会名簿
- 5 富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱
- 6 文化芸術基本法
- 7 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 9 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

## 文化芸術振興基本計画市民アンケート調査結果

アンケート基礎情報 平成30年2月5日（月）～3月5日（月）  
 配布方法及び配布数：市内公共施設（公民館、交流センター、コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、キラリ☆ふじみ、出張所、図書館）利用者（1,100通）  
 回収数：302通（回収率：27.45%）

### 1 あなたのことについてお伺いします（該当するものに○をつけてください）

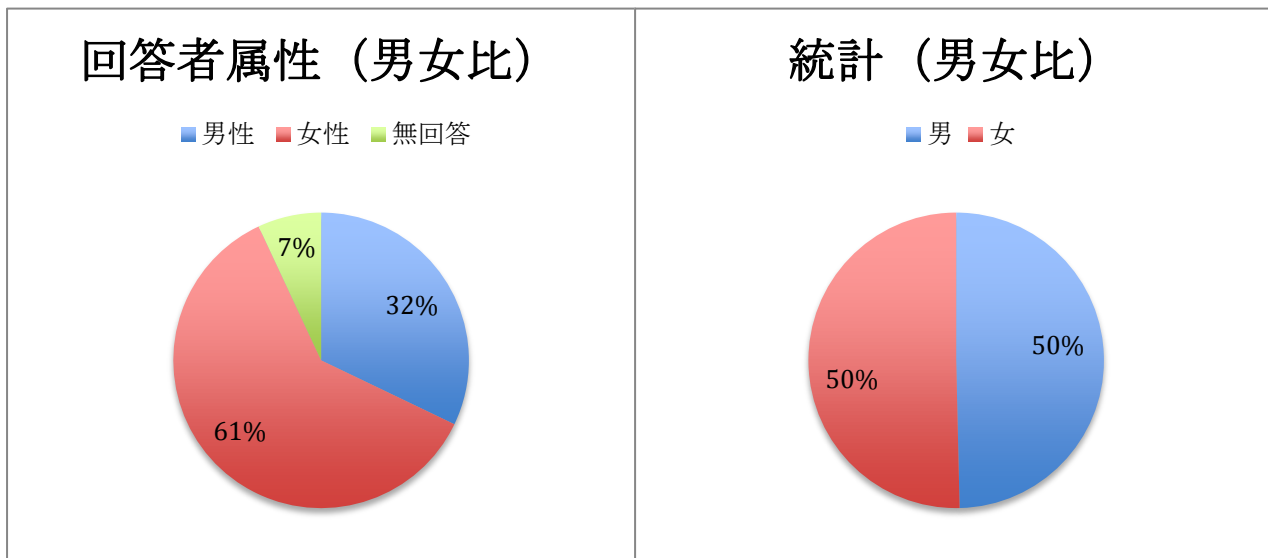
#### 1. 年代



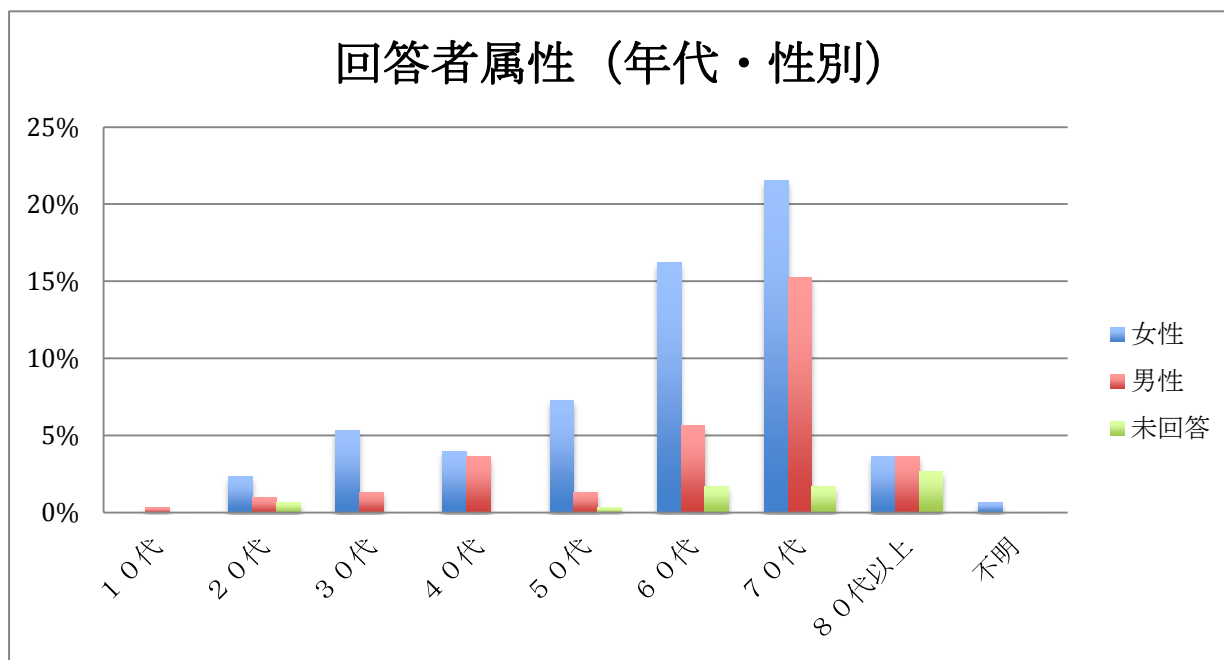
（富士見市統計（平成29年度版）上総数：110,772人、うち10歳以下は9,626人）

アンケートの回答者は高齢者（60代以上）がおよそ7割を占めており、若年層（20代以下）が1割に満たない。統計上の均質的な年齢分布と比較すると、本アンケート結果が市民の平均的な意見を反映しているとは言い難いことを以下の各項目においては念頭に置かなくてはならない。

#### 2. 性別

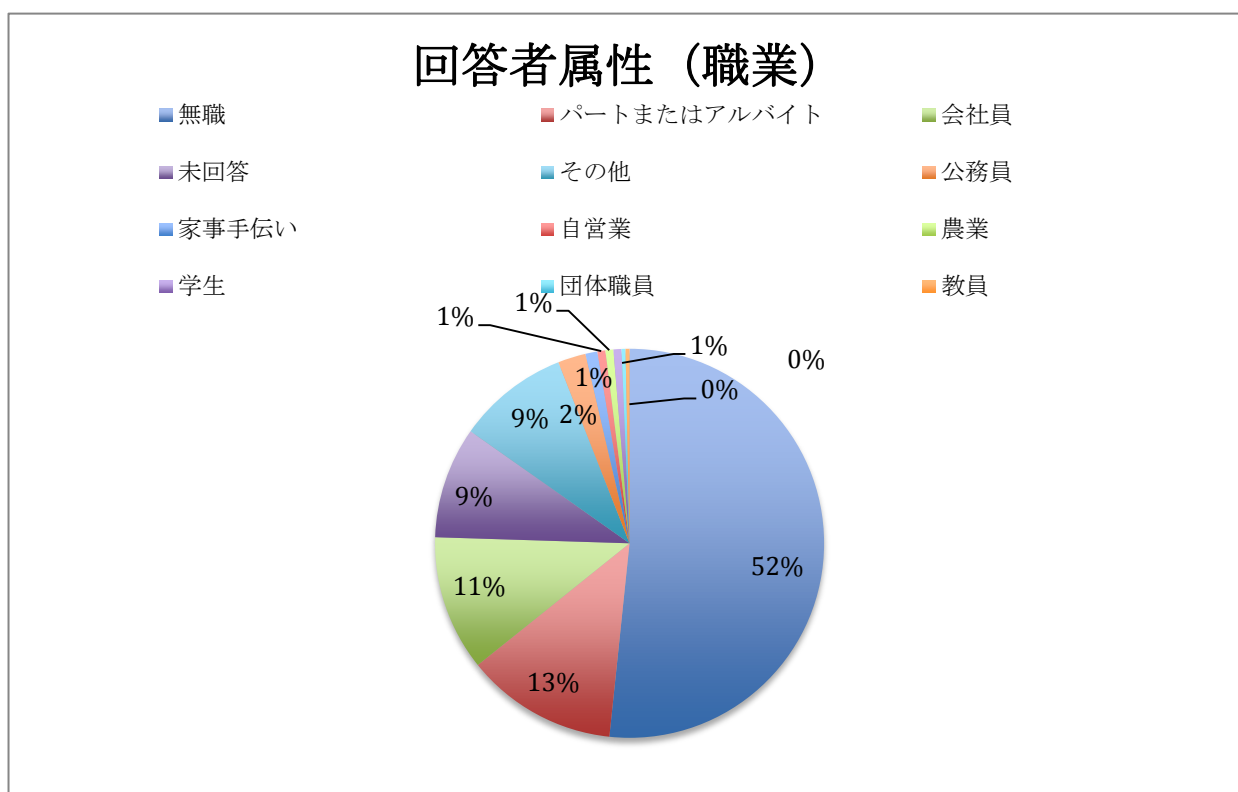


(統計上、男 54,978 人 (内 10 歳以下 4,928 人)、女 55,794 人 (内 10 歳以下 4,698 人) )  
市の均等な男女比に対し、アンケートの回答者は 6 割を女性が占めている。



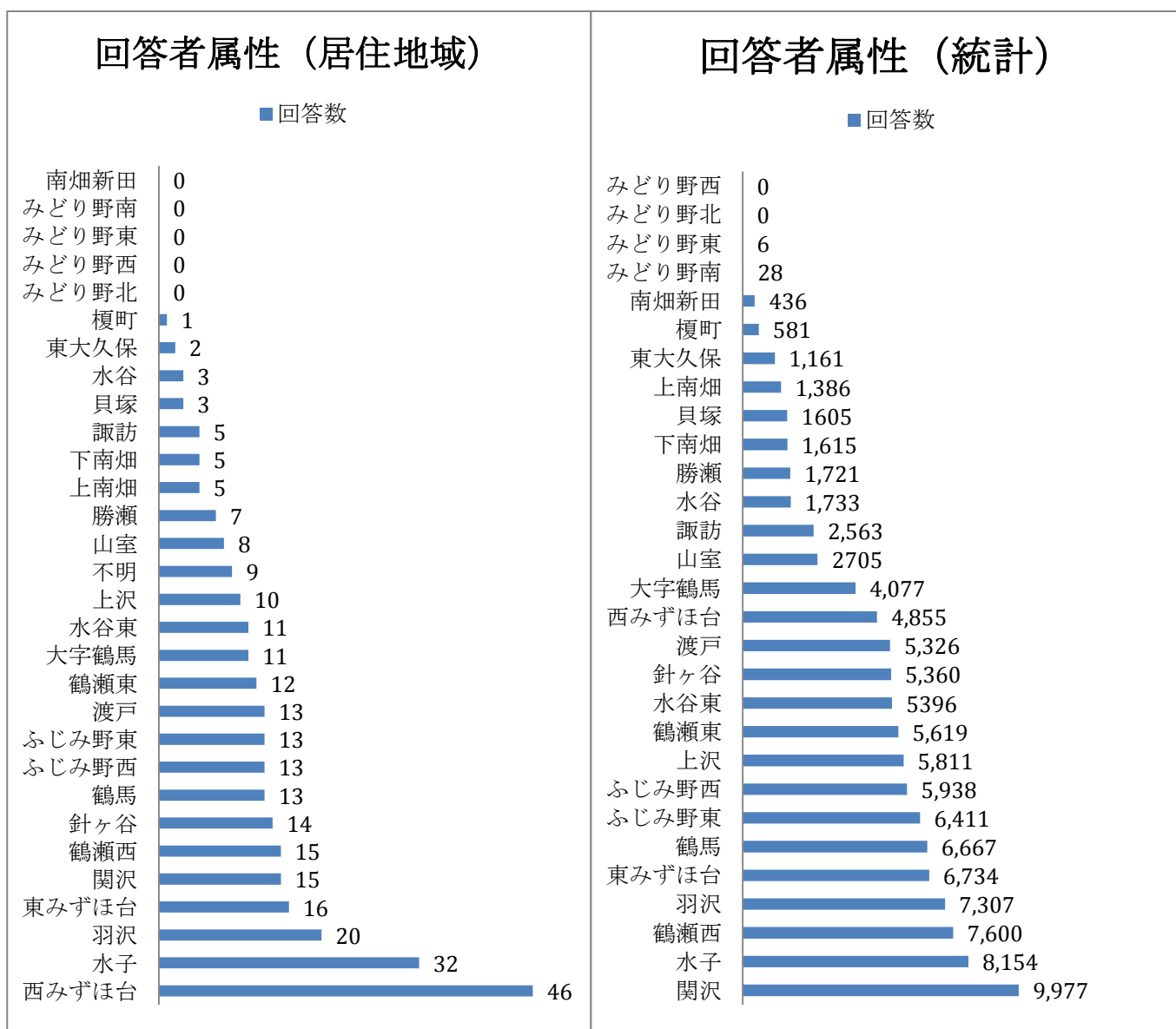
年代・性別で見ると、回答数全体 (302) に対して、60代と70代女性の割合が約40%を占めている。

### 3. 職業



職業別に見てみると、無職と回答した人が半数以上を占めた。今回の回答者の7割以上を60代が占めていることが影響している。

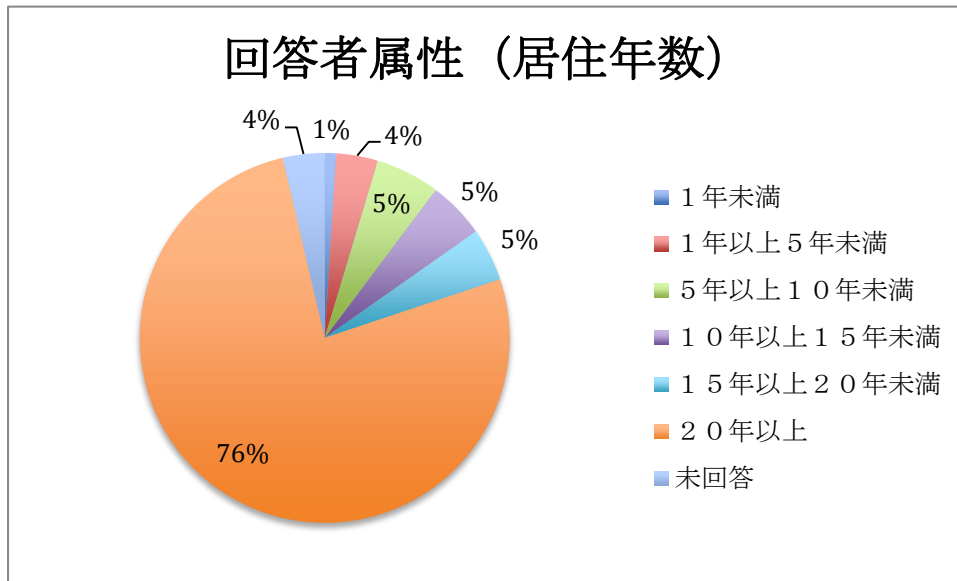
4. 居住地域



右の統計と今回のアンケート回答者属性の居住地域を比較すると、おおよそ回答数と人口数が比例しているが、針ヶ谷や西みずほ台といった地域の回答数が全体回答数に対して多い傾向にある。これは、アンケートの配布方法が、市内公共施設の利用者に対して配布されたことが影響していると考えられる。（みずほ台コミュニティセンターや針ヶ谷コミュニティセンター）



5. 居住年数



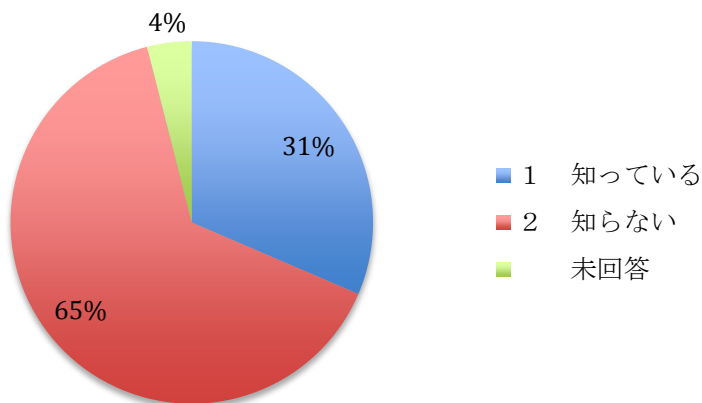
（居住年数に対応する統計データは無し）

居住年数20年以上と答えた回答者が約8割にのぼる。今回のアンケートが公共施設利用者を対象に実施していることから、地域に長く居住し、市の事業にさまざまな形で携わってきた市民がアンケートを回答していることがわかる。

2 富士見市の文化芸術についてお伺いします。

問1 富士見市では、平成24年6月に身近な地域で市民が文化芸術に触れ、自ら参加・創造・発信できるよう「富士見市文化芸術振興条例」を制定していますが、あなたは条例があることを知っていますか。

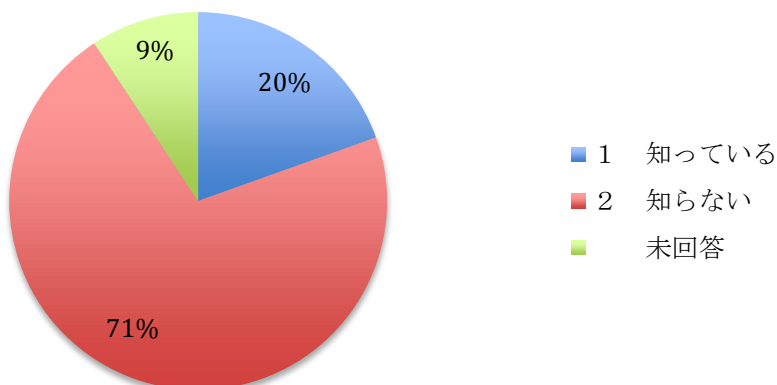
1 知っている                      2 知らない



回答者の6割以上が「知らない」と回答した。

問2 富士見市では「富士見市文化芸術振興条例」に基づき「富士見市文化芸術振興基本計画」を策定し、各種事業に取り組んでいます。あなたは計画があることを知っていますか。

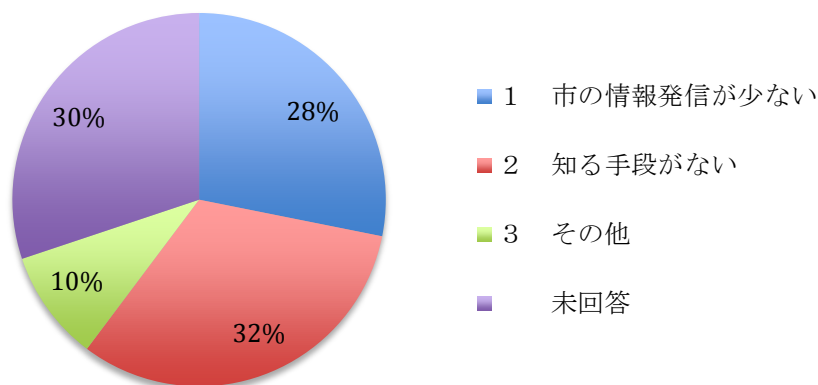
1 知っている                      2 知らない



回答者の7割以上が計画を「知らない」と回答した。問1の結果より、条例・計画ともに回答者が知らない状態となっていることがわかった。

**問3** 問1・2で「知らない」と回答した方に伺います。知りえなかった主な要因は何だと思えますか。

- 1 市の情報発信が少ない（継続的な発信がない）
- 2 知る手段がない（わからない）または知る必要性を感じていない
- 3 その他（ ）



「市の情報発信が少ない」、「知る手段がない」といった条例・計画に関する情報発信方法などが十分でなかったと感じる人が6割いることがわかった。その他の回答としては下記のような意見がでた。

- ・ 条例、計画は知らないが キラリの上映プログラムを見ると色々やっていると思う
- ・ 広報で発表したと思われるが見なかった
- ・ あまり興味がないので知ろうとしていない
- ・ 広報をあまり見ないので
- ・ 参加できないから
- ・ 携わっていないので参加するのみ
- ・ 見たかもしれないが頭にのこっていない
- ・ 具体的な内容がわからない
- ・ わかりにくい
- ・ 関心がない（知る必要を感じない）
- ・ 毎日の生活に追われていて気が付かなかった
- ・ やりっぱなしで継続的な発信がない・移住年数が短いため
- ・ サポートが弱く会場代等コストが多い

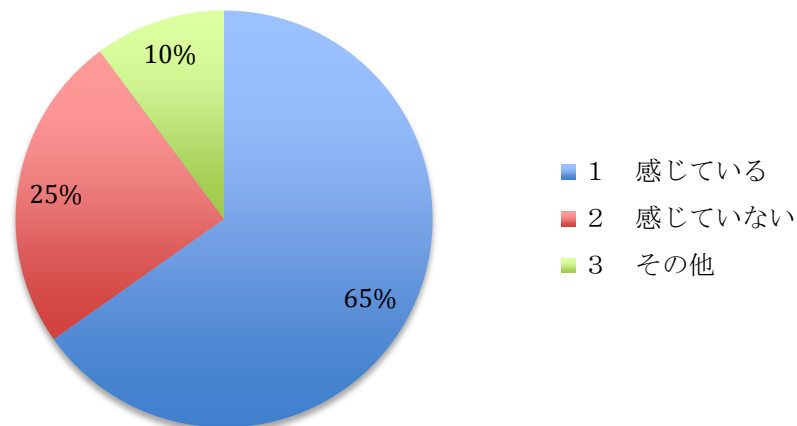
第15回市民意識調査（本計画4ページ参照）では、「市民文化の創造」の施策の満足度は前回の46.9%から上昇し51.7%となった。一方で、施策の重要度は調査を行った34施策のうち33位と施策の重要度が低位であったことから、告知方法の課題に加え、日常の中で文化芸術にどのように触れ、感じてもらうかを考えていく必要がある。

問4 問1・2で「知っている」と回答した方に伺います。市で取り組んでいる各種事業により、文化芸術の振興が図られていると感じていますか。

1 感じている

2 感じていない

3 その他 ( )



回答者の7割近くが文化芸術の振興が図られていると感じていることがわかった。その他の回答としては、下記のとおり。

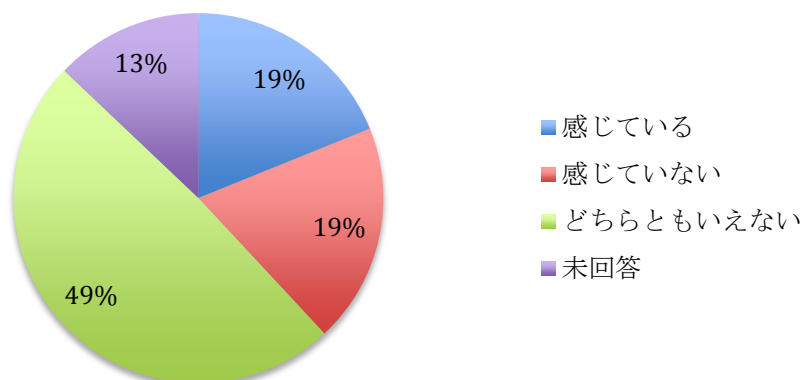
- ・少しは感じています。文化協会に参加
- ・どちらともいえない
- ・手紙などでは見るがよくわからない
- ・あまり感じない。
- ・イベントのレベルが低い

その他の回答についても、多くが感じていないに近い意見となった。

問5 市で取り組んでいる各種事業で豊かな生活が送れていると感じていますか。  
また、事業に対する満足度はいかがですか。

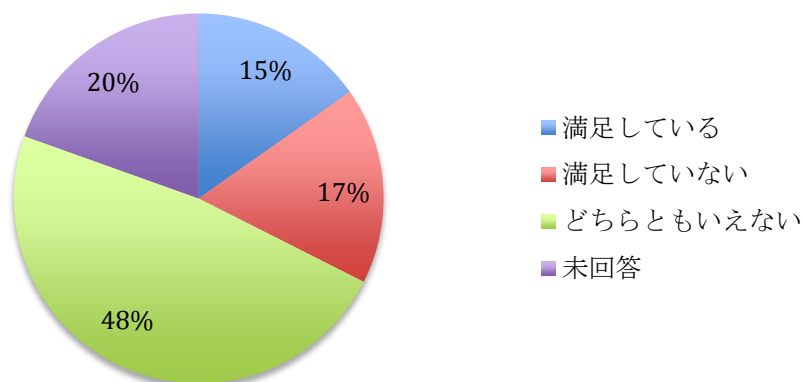
豊かな生活 ( 感じている 感じていない どちらともいえない )  
満足度 ( 満足している 満足していない どちらともいえない )

### 豊かな生活



豊かな生活が送れていると感じている人が2割以下にとどまり、半数近くが「どちらともいえない」と回答した。

### 事業に対する満足度



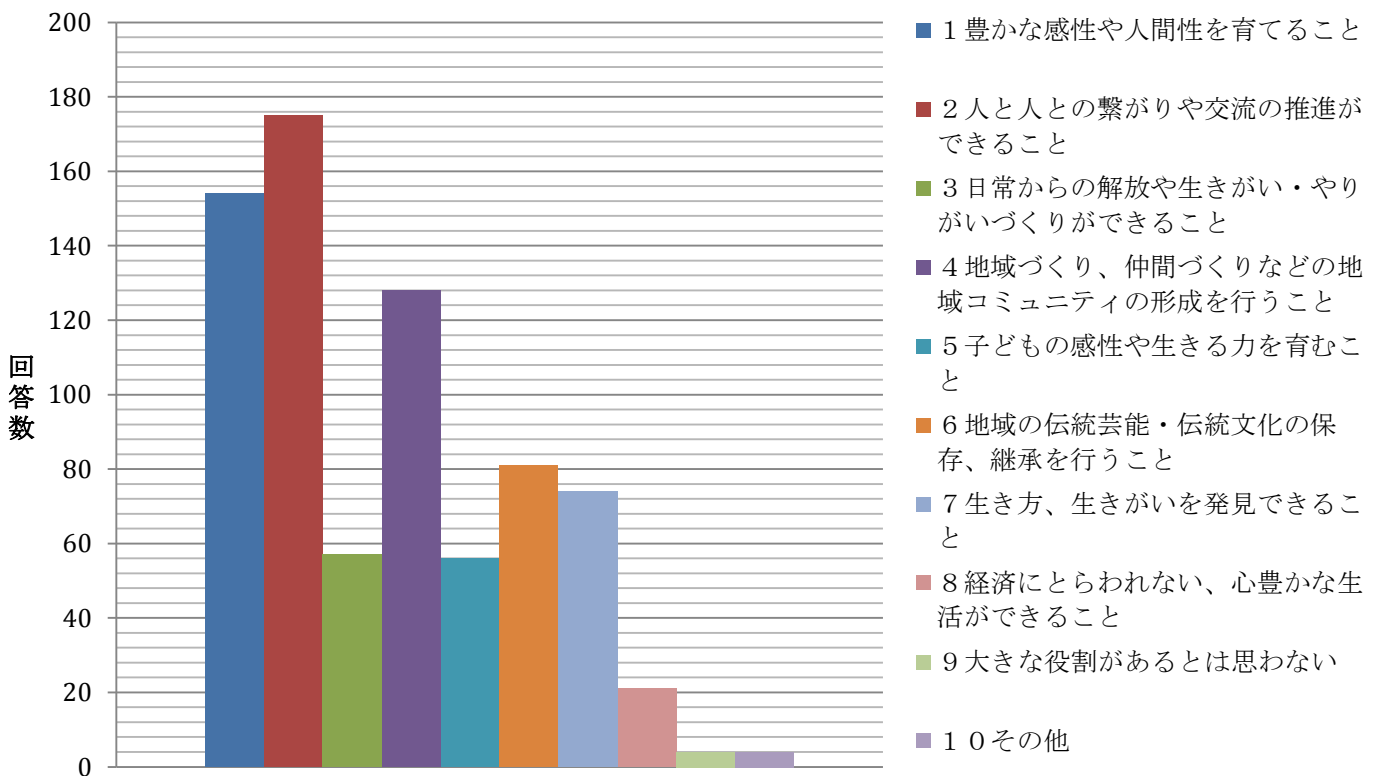
事業に対する満足度についても、「満足している」と回答した人が2割以下にとどまり、半数近くが「どちらともいえない」と回答した。



**3 文化芸術があられる未来についての思いをお伺いします。**

問7 あなたは、文化芸術にどのような役割があると思いますか。該当するもの3つ以内に○をつけてください。

- 1 豊かな感性や人間性を育てること
- 2 人と人との繋がりや交流の推進ができること
- 3 日常からの解放や生きがい・やりがいづくりができること
- 4 地域づくり、仲間づくりなどの地域コミュニティの形成を行うこと
- 5 子どもの感性や生きる力を育むこと
- 6 地域の伝統芸能・伝統文化の保存、継承を行うこと
- 7 生き方、生きがいを発見できること
- 8 経済にとらわれない、心豊かな生活ができること
- 9 大きな役割があるとは思わない
- 10 その他（ ）



回答数 754 のうち、最も多かったのは「人と人との繋がりや交流の推進ができること」、続いて「豊かな感性や人間性を育てること」、「地域づくり、仲間づくりなどの地域コミュニティの形成を行うこと」となった。

その他の意見としては次のとおり。

- ・もっと身軽に取り組めるような事があるとよい
- ・モチベーションを維持する不可欠なもの
- ・事業の内容がわからないのでこたえようがない
- ・地域・街の魅力の一つになりえること

問8 10年後の富士見市が文化芸術を通じて、どのような「まち」になっていてほしいですか。該当するもの3つ以内に○をつけてください。

- 1 人々の生活の中に、文化芸術が自然と浸透しているまち
- 2 キラリ☆ふじみを中心に、市民の文化芸術活動が活発なまち
- 3 身近な地域の公共施設を中心に、市民の文化芸術活動が活発なまち
- 4 文化芸術と自然の調和がとれているまち
- 5 まちのいたる所に文化芸術を感じられるまち（路上アートなど）
- 6 子どもたちの文化芸術活動支援が盛んなまち
- 7 文化人や芸術家が生まれ育ち、活動の拠点となっているまち
- 8 富士見市の文化芸術を求め、外から多くの人々が訪れるまち
- 9 文化芸術をきっかけとした、人と人とのつながりのあるまち
- 10 市民が一体となって、文化芸術に親しめるまち
- 11 福祉やまちづくり、教育部門といった様々な政策に文化芸術が浸透しているまち
- 12 伝統芸能・伝統文化の保存、後継者の育成が盛んなまち
- 13 キラリ☆ふじみを中心に、市内外にとどまらず、世界も視野に入れて文化芸術を発信しているまち
- 14 文化芸術を通じて、地域の商店や農家、行政が一体となって町おこしに取り組むまち
- 15 その他（ ）

集計結果については、次のページを参照。



<回答結果>

回答	回答数	回答数全体に対する割合
1 人々の生活の中に、文化芸術が自然と浸透しているまち	90	13.9%
2 キラリ☆ふじみを中心に、市民の文化芸術活動が活発なまち	46	7.1%
3 身近な地域の公共施設を中心に、市民の文化芸術活動が活発なまち	93	14.4%
4 文化芸術と自然の調和がとれているまち	45	7.0%
5 まちのいたる所に文化芸術を感じられるまち（路上アートなど）	22	3.4%
6 子どもたちの文化芸術活動支援が盛んなまち	57	8.8%
7 文化人や芸術家が生まれ育ち、活動の拠点となっているまち	14	2.2%
8 富士見市の文化芸術を求め、外から多くの人々が訪れるまち	45	7.0%
9 文化芸術をきっかけとした、人と人とのつながりのあるまち	67	10.4%
10 市民が一体となって、文化芸術に親しめるまち	23	3.6%
11 福祉やまちづくり、教育部門といった様々な政策に文化芸術が浸透しているまち	46	7.1%
12 伝統芸能・伝統文化の保存、後継者の育成が盛んなまち	31	4.8%
13 キラリ☆ふじみを中心に、市内外にとどまらず、世界も視野に入れて文化芸術を発信しているまち	13	2.0%
14 文化芸術を通じて、地域の商店や農家、行政が一体となって町おこしに取り組むまち	49	7.6%
15 その他	5	0.8%
合計	646	100%

どれかに集中して回答が集まるのではなく、全体的に均等に回答がある結果となった。このことから文化芸術を通じて、何か一つを達成していくことより、様々な場所や幅広い世代の人が繋がっていくことを求められていることがわかった。

問9 10年後の富士見市で、あなたはどのように過ごしていただきたいですか。イメージをご自由にお書きください。（一部抜粋）

- 健康で、色々なことに興味を持ち続け、心にゆとりある生活
- 今は都内に趣味の歌を歌いにいっていますが、地元で今後活動していきたいと考えています。そのためにはもう少し本格的なレベルの高い文化芸術も活性化させていただきたいと思います。市民の中にも高い芸術性を持っている方が沢山いらっしゃるので活用の仕方でも花開くと思います。
- 10年後も健康で元気に過ごし、ときにはキラリなどにでかけて、演劇などの鑑賞をしたり、スポーツ（特にゴルフ）を楽しむ日常をすごしていること
- 都内まで行かなくてもキラリで演劇を楽しめる日常を送ってほしい。文化祭など充実しているのを楽しみたい
- 自然の残る環境で地域の人達と関わりながら様々な活動を楽しみ、健康で自立した生活をしたい

問10 その他、文化芸術に関する想いを、ご自由にお書きください。（一部抜粋）

- 生活に余裕がないと文化芸術に触れることができないので、誰もが普通に触れられるような平和で豊かな生活が送れるような世の中によりなるように望んでいる。
- 誰もが気軽に芸術に触れることができ、そこから芸術に対してより興味を広げていってもらえる世の中になってほしい。「はじめの一歩」から次へつながる発展を考えていきたい。不景気のため芸術に対しての評価がひくくなりがちだが、そこを何とか頑張っていかなければならないと思う。
- 文化芸術が特別な存在ではなく、市民の皆さんの生活の一部として存在するようになってほしい。
- 文化芸術を鑑賞するのはすきなのでキラリ他公共施設には度々足を運んでいます。その度に感動を与えていただき、とても楽しんでいます。としを重ねるごとに遠くへいくのは大変なので市内での鑑賞が出来る事は嬉しいです。
- 文化芸術は子供の頃の体験が大切かと思います。小中学生に身近で触れ合える文化芸術があったらいいと思います。キラリへ行くのに、帰りの交通手段を考えるとでかけられないので交通をどうにかしてほしい。

富士見市文化芸術振興条例

平成24年6月20日

条例第20号

私たちのまち富士見市は、恵まれた自然環境の中で、いにしえから今日まで長い歴史の間に培われてきた文化の土壌を継承してきました。

また、本市の文化芸術活動は、公民館等で実践されてきた市民の多種多様な活動に加えて、さらに、市民文化会館キラリふじみ等の事業を通じて、私たちの生活の中に根付いてきました。こうした文化的な営みは、多くの市民にとっての誇りでもあります。

文化芸術は、市民一人ひとりの心豊かな生活とまちづくりの活力を育むために、欠くことのできないものです。とりわけ、日頃から多彩で優れた文化芸術に触れることは、次代を担う子どもたちの感性や創造性を豊かにし、生きる力を大きく育てていきます。

文化芸術の振興は、このまちを愛し、このまちに集う人びとの結び付きを生むとともに、このまちを広く発信する上で重要な役割を果たします。

ここに富士見市は、文化芸術のさらなる振興を目指す基本理念や施策を明らかにするため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市民、団体及び市の役割を明らかにするとともに、市民及び団体が主体的に文化芸術活動に取り組む施策を推進し、もって市民一人ひとりの心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化芸術」とは、感性を豊かにするもので、多様な文化芸術領域を含むものとする。

2 この条例において「文化芸術活動」とは、広く文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、又は発信することをいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に関する本市の基本理念は、次のとおりとする。

(1) 文化芸術活動を行うことは市民及び団体の権利であり、これを尊重する。

- (2) 文化芸術活動を行う市民及び団体の自主性及び創造性を尊重する。
- (3) 市民及び団体が文化芸術活動を等しく行うことができる環境を整備し、その活動を支える人材の育成を図るよう配慮する。
- (4) 文化芸術活動を通じて人と人との交流が深められるよう配慮する。
- (5) 地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮する。
- (6) 文化芸術活動を行う市民及び団体並びにそれ以外のものの意見が反映されるよう配慮する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うことにより文化芸術の振興に寄与するとともに、相互に理解し、及び尊重し、交流を深めるよう努めるものとする。

(団体の役割)

第5条 団体は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、地域社会の一員として市民の文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本施策)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 文化芸術の振興のための基本計画の策定、実施及び評価に関すること。
- (2) 市民及び団体が文化芸術活動を行うための場及び機会の提供に関すること。
- (3) 文化芸術の振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (4) 文化芸術活動を支える人材の育成及び支援に関すること。
- (5) 地域に根ざした伝統文化の継承及び活用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興を図るために必要な事項

(基本計画の策定)

第8条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の作成段階において、次条に規定する富士見市文化芸術振興委員会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

(富士見市文化芸術振興委員会)

第9条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、富士見市文化芸術振興委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市文化芸術振興委員会条例

平成25年6月27日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市文化芸術振興条例（平成24年条例第20号）第9条第2項の規定に基づき、富士見市文化芸術振興委員会（以下「振興委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興委員会は、市長の求めに応じ、文化芸術の振興に関する施策について調査及び検討を行い、市長に提言する。

(組織)

第3条 振興委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 文化芸術活動を行う団体の代表者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 振興委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、振興委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 振興委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 振興委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 振興委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 振興委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちあらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「振興委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 振興委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 振興委員会の庶務は、自治振興部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、振興委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が振興委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(富士見市文化芸術振興条例の一部改正)
- 2 富士見市文化芸術振興条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 富士見市文化芸術振興委員会名簿

	役職	委員氏名	性別	推薦母体など
1	委員長	加藤 健司	男	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市音楽連盟)
2	副委員長	氣賀澤 明子	女	生涯学習関係団体からの推薦者 (富士見市生涯学習推進市民懇談会)
3		高野 昂子	女	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市文化協会)
4		上川 勇治	男	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市美術協会)
5		吉川 節男	男	文化芸術活動団体からの推薦者 (富士見市民謡連盟)
6		野村 亨	男	キラリふじみからの推薦者 (キラリふじみ運営サポート委員会)
7		岡島 一恵	女	市内公立校長会からの推薦者 (富士見市校長会)
8		水野 美代子	女	青少年育成関係団体からの推薦者 (富士見市青少年育成市民会議)
9		肥田 義武	男	福祉(高齢者)関係団体からの推薦者 (富士見市コミュニティ大学)
10		関 知枝	女	商工関係団体からの推薦者 (富士見市商工会)
11		田中 謙光	男	農業関係団体からの推薦者 (富士見市農業青年会議所)
12		長坂 靖夫	男	町会長連合会からの推薦者 (町会長連合会)
13		関 仁美	女	公募
14		渡邊 知広	男	公募

順不同



富士見市文化芸術振興庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市文化芸術振興条例(平成24年条例第20号。)に基づく文化芸術の振興を図るため、富士見市文化芸術振興庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、文化芸術の振興に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、自治振興部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会に、必要に応じて作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治振興部地域文化振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	自治振興部長
委員	秘書広報課長
	政策企画課長
	地域文化振興課長
	ふじみ野交流センター所長
	鶴瀬西交流センター所長
	人権・市民相談課長
	子育て支援課長
	障がい福祉課長
	高齢者福祉課長
	まちづくり推進課長
	産業振興課長
	生涯学習課長
	学校教育課長
	鶴瀬公民館長
	水子貝塚資料館長
難波田城資料館長	

## 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

## 改正 平成二十九年六月二十三日文化芸術振興基本法

## 前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

## 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

**第五条** 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

**第五条の二** 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

**第五条の三** 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第六条** 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

**第七条** 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

**第七条の二** 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十

二号) 第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

**第八条** 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

**第九条** 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

**第十条** 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

**第十一条** 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等へ

の支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

**第十二条** 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

**第十三条** 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

**第十四条** 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

**第十五条** 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

**第十六条** 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を



行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

**第十七条** 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

**第十八条** 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

**第十九条** 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

**第二十条** 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

**第二十一条** 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

**第二十二条** 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

**第二十三条** 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

**第二十四条** 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

**第二十五条** 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

**第二十六条** 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

**第二十七条** 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

**第二十八条** 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

**2** 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

**第二十九条** 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

**第二十九条の二** 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

**第三十条** 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

**第三十一条** 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

**第三十二条** 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

**第三十三条** 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

**第三十四条** 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

**第三十五条** 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

**第三十六条** 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

**第三十七条** 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

#### 附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

**第二条** 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十九号)

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第九条）

## 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

## 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進めら

れてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二

十二号) 第二条第一項 に規定する風俗営業又は同条第五項 に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。) をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

**第三条** 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

**第四条** 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

**第五条** 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

**第六条** 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

**第七条** 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

**第八条** 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

**第九条** 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

**第十条** 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。



(国際的な交流の促進)

**第十一条** 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

**第十二条** 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

**第十六条** 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十七号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

**第三条** 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創

造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

**第四条** 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第五条** 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

**第六条** 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

（基本計画）

**第七条** 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。
- (地方公共団体の計画)

**第八条** 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

**第九条** 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その

他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

**第十条** 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

**第十二条** 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

**第十三条** 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

**第十四条** 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進す

るため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

**第十八条** 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

**第二十条** 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものと

する。

- 2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。



国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

(平成三十年六月十三日法律第四十八号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画（第七条）
- 第三章 基本的施策
  - 第一節 国の施策（第八条—第十八条）
  - 第二節 地方公共団体の施策（第十九条）
- 第四章 国際文化交流の祭典推進会議（第二十条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

**第三条** 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。
- 二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。
- 三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が活かされるようにすること。
- 四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。
- 五 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

**第六条** 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画

**第七条** 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 国際文化交流の祭典の実施の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

**第八条** 国は、大規模祭典（第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。）の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

**第九条** 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

**第十条** 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

**第十一条** 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典を実施する者の海外との交流等)

**第十二条** 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携)

**第十三条** 国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

(情報の収集等)

**第十四条** 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

**第十五条** 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加の促進等)

**第十六条** 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

**第十七条** 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際

文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

**第十八条** 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

**第十九条** 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

## 第四章 国際文化交流の祭典推進会議

**第二十条** 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

